○原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る警察署長の確認に関する事務処理要領の制定について（通達）

平成５年３月１２日

福岡県警察本部内訓第１１号

本部長

この度、原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る警察署長の確認に関する事務処理要領を次のとおり制定し、４月１日から施行することとしたので、その事務処理に誤りのないようにされたい。

記

１　趣旨

この内訓は、道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第１条の４第２項に規定する車体の大きさが同条第１項第１号に定める基準（以下「基準」という。）に適合しない原動機を用いる身体障害者用の車椅子（以下「車椅子」という。）の警察署長の確認（以下「確認」という。）に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

２　準拠

この内訓に関する事務の取扱いについては、福岡県道路交通法施行細則（昭和４７年福岡県公安委員会規則第７号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この内訓の定めるところによる。

３　確認の手続

（１）　通知による確認

ア　警察署長は、市町村長から通知書（細則様式第２号）を受けたときは、当該通知書及び当該通知書の添付書類により、速やかに確認するものとする。

イ　警察署長は、アの規定による確認を行ったときは、確認証（車椅子）（細則様式第３号の２。以下「確認証」という。）を作成の上、当該市町村長に送付するものとする。

（２）　申請による確認

ア　警察署長は、車椅子の利用者又は当該利用者から依頼を受けた者から確認申請書（車椅子）（細則様式第３号。以下「確認申請書」という。）により申請を受けたときは、当該申請に係る利用者が当該申請に係る車体の大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことについて、当該利用者及び車椅子を実地に調査して確認するものとする。ただし、当該確認申請書に次に掲げる書面が添付されているときは、当該書面の審査

により確認することができる。

（ア）　医師その他の身体の状態を判断することができる者が、身体の状態により当該利用者が当該車椅子を用いることがやむを得ないことを証明した書面

（イ）　当該車椅子を製作し、又は販売する者の作成に係る当該車椅子の大きさ（長さ、幅及び高さをいう。）を証した書面

イ　警察署長は、アの規定による確認を行ったときは、確認証を作成の上、アの申請をした者に交付するものとする。

4　確認証の記載事項の変更届出等

警察署長は、細則第１条の５の規定により、車椅子の利用者又は利用者から依頼を受けた者から確認証の記載事項の変更届出又は再交付の申請を受けたときは、速やかに、必要な調査を行った後、確認証を新たに作成の上、交付するものとする。

5　報告

（1）　警察署長は、次に掲げるときは、その都度交通部交通企画課長を経由の上、交通部長に報告しなければならない。

ア　確認証の送付又は交付（記載事項の変更届出及び再交付の申請に係る交付を含む。）をしたとき。

イ　確認証の返納を受理したとき。

ウ　車椅子の利用者が当事者となる交通事故等の特異事案が発生したとき。

（2）　交通部交通企画課長は、（1）の規定による報告の経由に係る事務を行ったときは、確認証の交付等の状況を明らかにするため、確認証交付等管理簿（別記様式）を作成しなければならない。

6　関係書類の保存

交通部交通企画課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
確認証交付等管理簿（車椅子）	確認証交付等管理簿	長期